

# 農業委員会だより



美しい呉の農地を守り育てましょう



呉市農業委員会



## 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。呉市農業委員会会長の倉本でございます。

この度、呉の農地を守り農業を振興させるために頑張っている農業委員の活動を皆さんにお知らせするために、農業委員会だよりを発行する運びとなりました。

さて、私は小さい頃から農業に携わり、戦後の苦しい時代を農業のおかげで乗り切ることが出来、農業に畏敬の念を持っています。

現在は、担い手不足など農業者にとって大変厳しい時代ですが、美しい呉の農地を守るために共に頑張って行こうではありませんか。

## 農業委員の活動

### 総会



農地法に基づいて農地転用などの申請を審議し、許可・不許可を決定しています。(原則、月1回開催)

### 役員協議会



会長と各選挙区から選出された職務代理者で構成され、総会案件の事前協議のほか、活動計画などが話し合われます。(原則、月1回開催)

### 地区区委員協議会



各地区会で選出された委員で構成され、新規事業の農地パトロールなど重要案件について協議します。(適時)

### 現地調査



総会で審議される農地転用などの案件は、担当地区の農業委員が、事務局職員と現地調査します。

### 農地等相談会



農地の適正で効率的な利用を図るため、農地や農業全般についての疑問や悩みについての相談会を実施しています。(各地区会)

## 農地の売買・賃借・転用等は許可を受けてから！

毎月10日（閉庁日は前日）が農地法許可申請手続きの締切日です。

**農地を売ったり、貸したり、又は転用（駐車場や墓地など）するときは、農地法に基づく許可等が必要です。また、相続等により農地の権利を取得したときは、届出が必要です。**

許可等を受けずに転用すると、地目変更等の手続きができないだけでなく、工事の中止や原状回復を命ぜられたり、罰則の適用もあります。

農地に関する手続きに必要な申請・届出用紙は、農業委員会事務局、各市民センターのほか、呉市ホームページから入手できます。



## 農業者年金に加入しましょう！

**農業に従事する方なら誰でも加入できます。**

国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はどなたでも加入できます。

### ●特徴

1. 積立方式（確定拠出型）なので少子高齢化に強い。
2. 月額2万～6万7千円までの間で保険料を決められます。
3. 終身年金で80歳までの保証付きです。
4. 公的年金ならではの税制上優遇措置があります。  
（支払った保険料は全額社会保険料控除の対象）
5. 農業の担い手には、手厚い政策支援があります。  
（農業の担い手には月額最高1万円の保険料補助あり）

### 【農業者年金の問い合わせ先】

農業委員会、JA又は農業者年金基金（☎03-3502-3199）



# 農地基本台帳調査にご協力を

## 調査の目的と 実施時期

農地基本台帳は、農業諸施策の基礎資料に役立てることを目的に、以下の状況について9月1日現在の市内農家の経営状況を把握するものです。

・農家世帯状況 ・農地耕作状況 ・農機具保有状況 ・農地の貸し借りの状況 など

## 手続き等への 活用

この調査は、農業者にとりまして大変重要なものです。ご協力をお願いします。また、未提出の場合は、次の手続きが出来なくなります。

- ・農業者経営基盤強化促進法による農地の貸し借り
- ・農地法第3条による農地の権利取得
- ・農業委員会が発行する農業従事者証明、農家証明等の各種証明

※農業委員選挙人名簿登載のためにも必要なので、ご提出をお願いします。

## 調査票の利用

この調査は、農業の振興のためだけに使用されるものです。したがって、その他の目的に使用することはありません。

なお、農地を保有し農業をされている方で、調査票が配布されていない場合は、農業委員会事務局までお知らせください。

## 農地パトロールを実施しました

農地は次世代へつなぐ限られた大切な資源であり、耕作が放棄されている農地は、周囲の優良な農地に迷惑をかけるばかりでなく、不法投棄の誘発や枯草火災を招く危険があります。

農業委員会では、各地区毎に農業委員が農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めております。



遊休農地の調査（苗代地区）



耕作状況の調査（蒲刈地区）



遊休農地の調査（安浦地区）



農地転用状況の調査（音戸地区）

# 呉市農業委員の皆さんを紹介します

呉の農地を守り農業を振興するために、農業委員は日々活動しています。農地や農業のことで困ったことや悩みのことがありましたら、農業委員か農業委員会事務局に相談してください。

## 任期

選挙による委員の任期は、平成23年8月1日～平成26年7月31日までです。  
市議会や農協などの推薦による委員の任期は、選出母体によりそれぞれ異なります。

(敬称：省略)

### 【第一選挙区】



石田利司(郷原)



倉本 寛(広)

会長



竹本克磨(仁方)



山城義明(郷原)



横田正教(警固屋)



横段 登(阿賀)

### 【第二選挙区】



榎真太郎(音戸)

職務代理者



舩田定則(音戸)



佐伯孝行(倉橋)



林 武彦(倉橋)



水場守信(倉橋)



宮浦宣政(倉橋)

### 【第三選挙区】



北村正次(川尻)

職務代理者



平本真人(川尻)



高橋靖之(安浦)



寺山喜代登(安浦)



中川義則(安浦)



村上英雄(安浦)

### 【第四選挙区】



長迫 秀(下蒲刈)

職務代理者



渡辺哲宏(下蒲刈)



重森紀生(蒲刈)



灰原文雄(蒲刈)



福岡神恵雄(豊浜)



横村 満(豊浜)



大道正孝(豊)



出口敏弘(豊)



棕開地省二(豊)

### 【農業関係団体推薦】



金原茂之(農協)



山城和彦(農協)



土井光弘(農協)



長本 憲(農業共済)

### 【市議会選出】



平岡正人



岡崎源太郎



岩原 昇



山本良二



## 農業委員会委員選挙人名簿登載申請を忘れずに

市選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員選挙人名簿を調整しています。この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、各農家からの申請に基づき資格審査が行われます。この名簿に登録されていない場合は、農業委員選挙において投票することが出来なくなりますので、ご注意ください。なお、農地基本台帳調査は、この名簿登載のための資料にもなりますので必ず提出してください。

農業情報満載の全国農業新聞(週1回発行：月600円)購読の申し込みは、農業委員会事務局へ

呉市農業委員会事務局(〒737-8509 呉市中央6丁目2番9号 つばき会館6階 ☎0823-25-3481)